

自然公園法の制定時における検討の諸要素について(予報)

中島 慶二

江戸川大学現代社会学科教授／国立公園研究所長

昭和20年11月にGHQの指導により国立公園行政が再スタートして以降、ゼロからの再スタートと断言している状況下で、新憲法の公布、GHQによる指導や伊勢志摩国立公園の指定、C.A.リッチーによる日本の国立公園の実態調査や覚書の提出、観光による戦後復興をめざす地方による国立公園の新規指定要望などの大波の中で、当時の国立公園行政の進展には目を見張るものがある(表1)。人員が不足する中で、膨大な事務量をこなさなくてはならない法改正や審議会、新規国立公園指定など、短期間でよくもこれらの仕事をこなしたものと驚嘆する。自然公園法公布は昭和32年4月であるが、自然公園法の当初案の審議会答申は昭和26年12月であり、そう考えると終戦後の再スタートからわずか6年のことである。

ただ一方では、昭和6年の国立公園制度の誕生以来、戦前戦中には殆ど公園の実体を伴わない状況のまま推移し、戦後に地方に再度巻き起こった観光による復興の声を駆動力として自然公園法の体系をまとめたことは、国立公園法時代の国立公園行政の実質的な積み重ねがなく、すなわち現場の状況や反省を踏まえた修正

ではなく理念的に不足部分を継ぎ足した状態で新制度に移行したという見方もできる。

自然公園法は、制定後、改正を重ねて姿を変えてきたが、現在の自然公園法を見ても、その多くは、法の根幹の部分を中心に昭和32年制定時のまま現在に至っている。さらに、国立公園法を廃止し自然公園法を制定した際にも、国立公園法の根幹部分の変更はほほないといいよい。

現在、自然公園法制定時におけるこれらの経緯や、影響を与えた諸要素について調べているところであるが、残念ながら文書管理上の事故などもあって今回の年報発行には間に合わなかった。作業の中で、自然公園法制定時の自然公園法条文を基本に、その際に廃止された国立公園法、自然公園法の最初の草案と考えられる昭和26年12月の条文案をあわせ比較表として整理した(表2)。また、自然公園法の制定時に影響を与えた要素である「リッチー覚書」の「Ⅲ論議及び所見」と「Ⅳ勧告」の項目対応表(表3)を作成して対応状況がわかるようにした。今号にはこれらを掲載することで、次号の予報としたい。

表1 終戦から自然公園法公布までの国立公園法・自然公園法関係事項年表

西暦	和暦	月	できごと
1945	昭和20年	8月	終戦(15日)
		10月	厚生省県民局企画課へ移管
		11月	GHQ国立公園等に関する覚書発出(12日)・国立公園行政、厚生省健民局保健課で再開(20日)
1946	昭和21年	2月	厚生省衛生局保健課へ移管/田村剛、厚生省復職
		11月	憲法公布(3日)/伊勢志摩国立公園指定(20日)/厚生省公衆衛生局調査課へ移管
1947	昭和22年	3月	国立公園法権限の厚生大臣への復権/国立公園法施行規則改正、舟遊施設、ゴルフ場、スキー場、乗馬施設を公園事業施設に追加
		4月	国立公園委員会官制(中央委員会及び地方委員会)公布/国立公園研究会創設
		5月	憲法施行(3日)/国立公園施策確立に関する件、知事あて厚生次官通知
1948	昭和23年	2月	国立公園部設置、係から部へ(14日)/第1回国立公園中央委員会、基本政策諮問(23日)
		3月	東良三、「アメリカ国立公園考」刊行
		4月	リッチー来日、5月から7月まで各地現地調査
		7月	総理庁内に観光事業審議会設置 /銀座三越で国立公園展開催/国立公園研究会、雑誌国立公園を復刊/第2回国立公園中央委員会、基本政策答申(24日)
		8月	リッチー帰国/田村剛、「国立公園講話」刊行
		10月	観光事業審議会、将来国立公園部を含む観光庁設置などの観光事業の基本方針を総理に建議
		12月	第3回国立公園中央委員会、国立公園選定標準答申(20日)
1949	昭和24年	2月	「リッチー覚書」手交(9日)
		5月	支笏洞爺国立公園指定(16日)/国立公園法改正(特別保護地区、準ズル区域等)(19日)
		6月	国立公園部、大臣官房所管へ
		8月	第1回国立公園審議会(10日)
		9月	上信越高原国立公園指定(6日)
		10月	尾瀬保存期成同盟結成
		12月	国立公園協会設立
1950	昭和25年	2月	吉野熊野国立公園潮岬拡張(15日)
		5月	瀬戸内海国立公園鳴門宮島等拡張(18日)
		7月	秩父多摩国立公園指定(10日)/琵琶湖(24日)、佐渡弥彦(27日)、耶馬日田英彦山(29日)各国立公園指定
		9月	磐梯朝日国立公園指定(5日)、日光国立公園、那須塩原鬼怒川区域拡張(22日)
1951	昭和26年	4月	第6回国立公園審議会に自然公園体系整備について諮問(9日)
		7月	第7回国立公園審議会、自然公園体系整備について答申(11日)
		11月	第8回国立公園審議会に、自然公園法要綱案、自然公園候補地の選定諮問(16日)
		12月	自然公園法当初案、内閣法制局審査開始
1952	昭和27年	4月	サンフランシスコ平和条約発効(8日)
1953	昭和28年	9月	阿蘇国立公園別府からの道路沿線を拡張(1日)
		10月	日光湯元、上高地両集団施設地区の土地管理が厚生省に移管・集団施設地区管理規則決定(2日)
1954	昭和29年	9月	国立公園法施行規則改正、都道府県立自然公園を準用区域と規定(21日)

1955	昭和30年	3月	富士箱根国立公園伊豆半島地域拡張(15日)／西海国立公園指定(16日)
		4月	足摺、伊豆七島各国定公園指定(1日)
		5月	陸中海岸国立公園指定(2日)
		6月	若狭湾、日南海岸各国定公園指定(1日)／山陰海岸国立公園指定(20日)
		7月	白山国立公園指定(1日)
		9月	錦江湾国立公園指定(1日)
		11月	北長門海岸、秋吉台、石鎚各国定公園指定(1日)
1956	昭和31年	4月	都市公園法公布(20日)
		5月	瀬戸内海国立公園六甲地区拡張(1日)
		6月	玄海国立公園指定(1日)
		7月	十和田国立公園八幡平拡張(10日)／上信越高原国立公園妙高戸隠地域拡張(10日)／雲仙国立公園天草拡張(20日)
1957	昭和32年	6月	自然公園法公布(1日)

田村剛(1951)「日本の国立公園」、厚生省国立公園部(1960)「自然公園法解説」、環境庁自然保護局(1981)「自然保護行政のあゆみ」などから筆者作成

表2 自然公園法制定時における自然公園法

	①国立公園法S32廃止時条文(自然公園法制定公布文書参照条文)	②S26年12月内閣法制局審査開始時自然公園法案
注：表の章立ては、③制定時の自然公園法にあわせており、同テーマの条文が並ぶよう①②の条文の順番を修正した。		
第1章 総則		
(目的)		第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護し、これを一般の利用に供し、もって国民の保健、休養及び教化に資し、併せて国際観光に寄与することを目的とする。
(自然公園の定義)		第二条 この法律で「自然公園」とは、前条の目的を達成するため、国又は都道府県が指定する区域をいう。 2 自然公園は、国立公園、国定自然公園及び都道府県自然公園とする。 3 国立公園とは、わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地で、厚生大臣が指定する区域をいう。 4 国定自然公園とは、国立公園に準ずるものとして厚生大臣が指定する区域をいう。 5 都道府県自然公園とは、すぐれた自然の風景地で、都道府県が指定する区域をいう。
(公園計画及び公園事業の定義)	第二条 本法ニ於テ国立公園計画ト称スルハ国立公園ノ保護又ハ利用ニ関スル統制及施設ノ計画ヲ謂ヒ国立公園事業ト称スルハ国立公園計画ニ基キ執行スベキ事業ニシテ道路、広場、苑地、運動場、野営場、宿舍其ノ他命令ヲ以テ指定スル施設ニ関スルモノヲ謂フ	第十三条 この法律で「自然公園計画」(以下、「公園計画」という。)とは、自然公園の保護又は利用に関する規制又は施設の計画であつて、自然公園の区域内において、又は政令で定める交通施設の計画については、自然公園の区域外にわたり施行すべきものをいう。 2 この法律で「自然公園事業」(以下、「公園事業」という。)とは、公園計画に基いて行う事業であつて、保健、休養、宿泊、交通、衛生、教化、保護等の施設で厚生省令で定めるものに関するものをいう。
(財産権の尊重及び他の公益との調整)		
第2章 国立公園及び国定公園		
第1節 自然公園審議会		
(自然公園審議会の設置及び権限)	第十二条 主務大臣ノ諮問ニ応ジ国立公園ニ関スル重要事項ヲ調査審議スル為国立公園審議会ヲ置ク 2 国立公園審議会ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム	第三条 自然公園に関する重要事項を調査審議するため、厚生省に、中央自然公園審議会(以下、「中央審議会」という。)を置く。 2 中央審議会は、厚生大臣の諮問に答え、又は必要に応じ関係行政機関に意見を述べることができる。
(自然公園審議会の組織)		第四条 中央審議会は、委員三十七人以内で組織する。 2 特別の事項を調査審議するため必要がある場合には、中央審議会に臨時委員を置くことができる。
(自然公園審議会の委員の任命)		第五条 中央審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。
(自然公園審議会の委員の任期)		第六条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は二年とする。 2 委員及び臨時委員は非常勤とする。
(自然公園審議会の会長)		第七条 厚生大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。 2 会長に事故のあるときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理する。
(自然公園審議会の庶務)		第八条 中央審議会の庶務を行うため、中央審議会に、幹事及び書記を置く。 2 厚生大臣は幹事を、会長は書記を関係行政機関の職員のうちから指名する。
(自然公園審議会の運営)		第九条 前6条で定めるものの外、中央審議会の運営に関し必要な事項は、厚生省令で定める。
(都道府県自然公園審議会)		第十条 都道府県自然公園に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県自然公園審議会(以下、「都道府県審議会」という。)を置くことができる。 2 都道府県審議会は、都道府県知事の諮問に答え、又は必要に応じ関係行政機関に意見を述べるすることができる。 3 都道府県審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

・国立公園法・自然公園法当初案条文比較表

③自然公園法S32制定条文
<p>第一条 この法律は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて国民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。</p>
<p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。 二 国立公園 わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第一項の規定により指定するものをいう。 三 国定公園 国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地であつて、厚生大臣が第十条第二項の規定により指定するものをいう。 四 都道府県立自然公園 すぐれた自然の風景地であつて、都道府県が第四十一条の規定により指定するものをいう。
<p><同条続き></p> <ul style="list-style-type: none"> 五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。 六 公園事業 公園計画に基いて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するものをいう。
<p>第三条 この法律の適用に当つては、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、自然公園の保護及び利用と国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。</p>
<p>第四条 厚生大臣の諮問に応じ、国立公園及び国定公園に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として自然公園審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、国立公園及び国定公園に関する重要事項について、関係行政機関に意見を具申することができる。</p>
<p>第五条 審議会は、委員三十七人以内で組織する。</p> <p>2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p>
<p>第六条 審議会の委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、厚生大臣が任命する。</p>
<p><同条続き></p> <ul style="list-style-type: none"> 2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。
<p>第七条 審議会に、会長一人を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 会長は、委員のうちから、厚生大臣が任命する。 3 会長は、会務を総理する。 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
<p>第八条 審議会に、その庶務を行わせるため、幹事を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。 3 幹事は、非常勤とする。
<p>第九条 この法律に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

第2節 指定		
(指定)	第一条 国立公園ハ主務大臣国立公園審議会ノ意見ヲ聞き区域ヲ定メコレヲ指定ス	第十一条 国立公園及び国定自然公園は、厚生大臣が、関係都道府県及び中央審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。 2 都道府県自然公園は、都道府県が、都道府県審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。
(準ズル区域)	第十一条ノ二 主務大臣ハ風景地ノ保護又ハ利用ノ為予メ都道府県ニ諮リ国立公園審議会ノ意見ヲ聞き国立公園ニ準ズル区域ヲ指定スルコトヲ得 2 第八条、第八条ノ三及第九条ノ二ノ規定ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル区域ニ之ヲ準用ス"	
(廃止又は変更)		第十二条 厚生大臣は、国立公園及び国定自然公園を廃止し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び中央審議会の意見を聞かなければならない。 2 都道府県は、都道府県自然公園を廃止し、又はその区域を変更しようとするときは、都道府県審議会の意見を聞かなければならない。
第3節 公園計画及び公園事業		
(公園計画及び公園事業の決定)	第三条 国立公園計画及国立公園事業ハ主務大臣国立公園審議会ノ意見ヲ聞き之ヲ決定ス	第十四条 国立公園に関する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、関係都道府県及び中央審議会の意見を聞いて決定する。 2 国定自然公園に関する公園計画は、厚生大臣が、関係都道府県及び中央審議会の意見を聞いて決定し、その公園事業は、都道府県知事が、厚生大臣の承認を受けて決定する。 3 都道府県自然公園に関する公園計画及び公園事業は、都道府県が、都道府県審議会の意見を聞いて決定する。
(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)		
(公園事業の執行)	第四条 国立公園事業ハ行政官庁之ヲ執行ス 2 公共団体ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ国立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得 3 行政官庁又ハ公共団体ニ非ザル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ特許ヲ受ケ国立公園事業ノ一部ヲ執行スルコトヲ得	第十五条 国立公園に関する公園事業は、国が執行し、都道府県または市町村は、厚生大臣の承認を受けて、その一部を執行することができる。 2 国定自然公園に関する公園事業は、都道府県知事が執行し、市町村は、都道府県知事の承認を受けて、その一部を執行することができる。 3 国定自然公園の区域が二以上の都道府県にわたる場合において、当該国定自然公園の公園事業の執行上協議を要するものとして厚生省令で定める事項については、当該都道府県知事は、関係都道府県知事と協議し必要な定をしなければならない。 4 前項の協議がととのわない場合においては、厚生大臣は、これに代わるべき定をすることができる。 5 都道府県自然公園に関する公園事業は、都道府県が執行し、市町村は、都道府県の承認を受けて、その一部を執行することができる。 6 私人は、政令の定めるところにより、国立公園にあっては厚生大臣、国定自然公園又は都道府県自然公園にあっては都道府県知事の特許を受けて、公園事業の一部を執行することができる。
(公園事業施設の管理)	第六条 国立公園事業ノ執行ニ依リ生ジタル施設ハ其ノ事業ヲ執行シタル者之ヲ管理ス 2 主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ公共団体ヲ指定シ行政官庁ノ執行スル国立公園事業ニ依リ生ジタル施設ノ管理ヲ為サシムルコトヲ得 3 前二項ノ規定ハ他ノ法律ニヨリ管理者ヲ定メタル場合ニハ之ヲ適用セス 4 第一項及第二項ノ規定ニ依ル管理ノ費用ハ行政官庁之ヲ管理スル場合ニ在リテハ国庫、公共団体之ヲ管理スル場合ニ在リテハ其ノ公共団体、行政官庁又ハ公共団体ニ非ザル者之ヲ管理スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス	第十六条 公園事業の執行により設けられた施設は、その施設を設置したものが管理する。 2 厚生大臣は、国の管理すべき施設について、必要があると認めるときは、都道府県、市町村又は私人に管理させることができる。 3 都道府県知事は、都道府県の管理すべき施設について、必要があると認めるときは、市町村又は私人に管理させることができる。 4 国定自然公園の区域が二以上の都道府県にわたる場合において、当該国定自然公園の公園事業の執行により設けられた施設の管理上協議を要するものとして厚生省令で定める事項については、当該都道府県知事は、関係都道府県知事と協議し必要な定をしなければならない。 5 前項の協議がととのわない場合においては、厚生大臣は、これに代わるべき定をすることができる。 6 前五項の規定は、他の法律により管理者を定めた場合には適用しない。

- 第十条 国立公園は、厚生大臣が、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。
- 2 国定公園は、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞き、区域を定めて指定する。
 - 3 厚生大臣は、国立公園又は国定公園を指定する場合には、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。
 - 4 国立公園又は国定公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

- 第十一条 厚生大臣は、国立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。
- 2 厚生大臣は、国定公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その区域を拡張するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
 - 3 前条第三項及び第四項の規定は、国立公園又は国定公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

- 第十二条 国立公園に関する公園計画及び公園事業は、厚生大臣が、審議会の意見を聞いて決定する。
- 2 国定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画並びに利用のための施設に関する計画で集団施設地区及び政令で定める施設に関するものは、厚生大臣が、関係都道府県の申出により、審議会の意見を聞いて決定し、その他の計画は、都道府県知事が決定する。
 - 3 国定公園に関する公園事業は、都道府県知事が決定する。
 - 4 厚生大臣又は都道府県知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

- 第十三条 厚生大臣は、国立公園に関する公園計画及び公園事業を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聞かなければならない。
- 2 厚生大臣は、国定公園に関する公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、関係都道府県及び審議会の意見を聞かなければならない。ただし、その公園計画を追加するには、関係都道府県の申出によらなければならない。
 - 3 前条第四項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

- 第十四条 国立公園に関する公園事業は、国が執行する。
- 2 地方公共団体及び政令で定めるその他の公共団体(以下「公共団体」という。)は、厚生大臣の承認を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。
 - 3 国及び公共団体以外の者は、厚生大臣の認可を受けて、国立公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

- 第十五条 国定公園に関する公園事業は、都道府県が執行する。ただし、道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他の法律の定めるところにより、国が道路に係る事業その他の事業を執行することを妨げない。
- 2 都道府県以外の公共団体は、都道府県知事の承認を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。
 - 3 国及び公共団体以外の者は、都道府県知事の認可を受けて、国定公園に関する公園事業の一部を執行することができる。

第十六条 前二条の規定による承認及び認可の手続並びにその承認又は認可を受けて行う公園事業の執行に関して必要な事項は、政令で定める。

第4節 保護及び利用		
(特別地域)	<p>第八条 主務大臣ハ国立公園ノ風致維持ノ為国立公園計画ニ基キ其ノ区域内ニ特別地域ヲ指定スルコトヲ得</p> <p>2 特別地域内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限リニ在ラズ</p> <p>一 工作物ノ新築、改築又ハ増築</p> <p>二 水面ノ埋立又ハ干拓</p> <p>三 鉱物ノ試掘若ハ採掘又ハ土石ノ採掘</p> <p>四 木竹ノ伐採</p> <p>五 広告物、看板其ノ他之ニ関スル物件ノ設置</p> <p>六 水位水量ノ増減ヲ来ス行為</p> <p>3 前項ノ規定ニ依リ許可ヲ得ルコト能ハザリシ為損害ヲ被リタル者ニ対シテハ通常生ズベキ損害ニ限り国庫之ヲ補償ス</p> <p>4 特別地域内ノ山林ニ対シテハ政令ノ定ムル所ニ依リ地租其ノ他ノ公課ヲ免除スルコトヲ得</p>	<p>第十七条 自然公園の風致を維持するため、公園計画において、厚生大臣は国立公園及び国定自然公園の区域内に、都道府県は厚生大臣の承認を受けて都道府県自然公園の区域内に、特別地域を指定することができる。</p> <p>2 国立公園及び国定自然公園の特別地域内において、左の各号の一に該当する行為をしようとする者は、国立公園にあつては厚生大臣、国定自然公園にあつては当該都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、厚生省令の定めるところにより、許可を要しないと規定したものはこの限りでない。</p> <p>一 工作物の新築、改築又は増築</p> <p>二 木竹の伐採</p> <p>三 鉱物の試掘もしくは採掘又は土石の採掘</p> <p>四 水位又は水量の増減を伴う行為</p> <p>五 広告物、看板その他これに類する物の設置</p> <p>六 開こんその他土地の形質の変更</p> <p>七 水面の埋立又は干拓</p> <p>八 水面の占用又は使用</p> <p>九 厚生大臣の指定する動物の捕獲又は植物の採取</p> <p>3 都道府県知事は、都道府県自然公園の特別地域内において、必要があると認めるときは、厚生大臣の承認を受けて、前項各号の一に該当する行為をしようとするものに対し許可を受けさせることができる。</p>
(国立公園の保護利用の為に する公用制限)	<p>第九条 主務大臣ハ国立公園ノ保護又ハ利用ノ為必要アリト認ムルトキハ其ノ区域内ニ於テ一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限シ又ハ必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得</p> <p>2 前項ノ規定ニ依リ一定ノ行為ヲ禁止セラレ又ハ措置ヲ命ゼラレタルガ為損害ヲ被リタル私人ニ対シテハ通常生ズベキ損害ニ限り国庫之ヲ補償ス</p> <p>3 政令ノ定ムル所ニ依リ国庫ハ第一項ノ規定ニ依リ一定ノ行為ヲ著シク制限セラレタル為損害ヲ被リタル私人ニ対シ其ノ損害ヲ補償スルコトヲ得</p> <p>第九条ノ二 第八条第三項、第八条ノ二第二項並ニ前条第二項及第三項ノ規定ニ依リ補償金額ハ主務大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ対シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得</p>	
(特別保護地区)	<p>第八条ノ二 主務大臣ハ特別地域内ニ於テ特ニ景観維持ノ為必要アリト認ムルトキハ国立公園計画ニ基キ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得</p> <p>2 特別保護地区内ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スル行為ヲ為サントスル者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>一 前条第二項各号ニ掲グル行為</p> <p>二 開墾、植栽其ノ他形質ノ変更</p> <p>三 物件ノ堆積</p> <p>四 家畜ノ放牧</p> <p>五 焚火又ハ火入</p> <p>六 爆発物又ハ容易ニ燃焼スベキ物件ノ貯蔵</p> <p>七 野生動物ノ捕獲又ハ高山植物ノ採取</p> <p>3 前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ得ルコト能ハザリシ為損害ヲ被リタル者ニ之ヲ準用ス</p>	<p>第十八条 自然公園の景観を特に保存するため、公園計画において、厚生大臣は、国立公園の区域内に保存地区を指定することができる。</p> <p>2 保存地区内において、国立公園の公園計画で定める保護若しくは利用の規制、公園事業の執行又は非常災害のための応急措置以外の行為をしようとするものは、厚生大臣の許可を受けなければならない。</p>
(条件)	<p>第八条ノ三 第八条第二項及前条第二項ノ許可ニハ条件ヲ附スルコトヲ得</p>	<p>第二十条 第17条第2項及び第3項(第19条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)並びに第18条第2項の許可には、条件を付けることができる。</p>

<p>第十七条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。</p> <p>2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。</p> <p>3 特別地域(特別保護地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 二 木竹を伐採すること。 三 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 四 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。 五 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 六 水面を埋め立て、又は干拓すること。 七 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 八 高山植物その他これに類する植物で厚生大臣が指定するものを採取すること。 九 屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
<p><同条続き></p> <p>4 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>7 次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公園事業の執行として行う行為 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの
<p>第十八条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。</p> <p>2 第十条第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。</p> <p>3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては厚生大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際に着手していた行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 前条第三項各号に掲げる行為 二 木竹を植栽すること。 三 家畜を放牧すること。 四 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。 五 火入又はたき火をすること。 六 植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。 七 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。 八 道路及び広場以外の地域内へ車馬を入れること。 <p>4 特別保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>6 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公園事業の執行として行う行為 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの
<p>第十九条 第十七条第三項及び前条第三項の許可には、国立公園又は国定公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を附することができる。</p>

(普通地域)	<第九条・第九条ノ二>	<p>第二十一条 特別地域、保存地区又は集団施設地区に指定されない自然公園の地域は、これを普通地域とする。</p> <p>2 国立公園若しくは国定自然公園の普通地域内において、第17条第2項の規定により厚生大臣若しくは都道府県知事の許可を受けなければならない行為をしようとする者、又は都道府県自然公園の普通地域内において、第17条第3項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 自然公園の普通地域内において、保存地区又は集団施設地区に著しい影響を及ぼす虞のある場合、又は公園事業の執行により設けられる施設の利用上必要がある場合は、厚生大臣は、第17条第2項第1号、第4号及び第5号の一に該当する行為を、都道府県知事は、国定自然公園においては第17条第2項第1号、第4号及び第5号の一に該当する行為を、都道府県自然公園においては、第17条第3項の規定に基き第17条第2項第1号、第4号及び第5号に該当する行為につき許可を受けさせるものとした場合、それに該当する行為を禁止又は制限することができる。</p>
(原状回復命令)	第十条 主務大臣ハ第八条第二項(第十一条ノ二第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第八条ノ二第二項ノ規定、第八条ノ三ノ規定ニ依リ許可ニ付シタル条件又ハ第九条第一項ノ命令若ハ処分ニ違反シタル者ニ対シ原状回復ヲ命ズルコトヲ得	第二十二條 厚生大臣又は都道府県知事は、第17条第2項及び第3項の規定若しくは第18条第2項の規定に違反し、第20条の規定による許可に附した条件に違反し、又は第21条の規定による命令に違反した者に対して、原状回復を命ずることができる。
(報告の徴取及び立入検査)		第二十三條 厚生大臣又は都道府県知事は、自然公園の保護又は利用のため必要があるときは、第16条の規定により施設を管理する者、第17条第2項及び第3項若しくは第18条第2項の規定により許可を受けた者又は第21条第2項の規定により届け出たものに対して、管理又は行為の状況その他必要な事項を報告させることができる。
(集団施設地区)		<p>第十九條 自然公園の利用に必要な施設を集団的に整備するため、公園計画において厚生大臣は国立公園及び国定自然公園の区域内に、都道府県は、厚生大臣の承認を受けて都道府県自然公園区域内に、集団施設地区を指定することができる。</p> <p>2 集団施設地区については、第17条第2項及び第3項の規定を準用する。</p>
(利用のための規制)		
第5節 費用		
(施設の設置費用の負担)	<p>第五条 国立公園事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官庁之ヲ執行スル場合ニ在リテハ国庫、公共団体ヲシテ之ヲ執行セシムル場合ニ在リテハ其ノ公共団体、行政官庁又ハ公共団体ニ非ザル者之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負担トス</p> <p>2 行政官庁国立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ公共団体ヲシテ負担セシムルコトヲ得</p> <p>3 行政官庁ニ非ザル者国立公園事業ヲ執行スル場合ニ於テ国庫ハ其ノ費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得</p>	<p>第二十四条 公園事業の執行による施設の設置に要する費用は、その公園事業の執行者の負担とする。但し、国定自然公園の公園事業を都道府県知事が執行する場合においては、当該都道府県の負担とする。</p> <p>2 国が、国立公園の公園事業の執行による施設を設置する場合、厚生大臣特別の事由があると認めるときは、その設置に要する費用の一部を、都道府県または市町村に負担させることができる。</p> <p>3 国は、都道府県又は市町村の行う国立公園の公園事業で政令で定めるものの執行による施設の設置に要する費用に対し、その二分の一を補助する。</p> <p>4 国は、必要があると認めるときは、国定自然公園の公園事業又は都道府県自然公園の公園事業の執行による施設の設置に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>5 国は、必要があると認めるときは、私人の行う国立公園の公園事業の執行による施設の設置に要する費用の一部を補助することができる。</p> <p>6 前5項の規定は、他の法律に別段の定がある場合は適用しない。</p>
(施設の管理費用の負担)		第二十五条 第16条の規定による施設の管理に要する費用は、管理者の負担とする。但し、国定自然公園の公園事業の執行による施設を都道府県知事が管理する場合においては、当該都道府県知事の負担とする。
(自然公園の管理に要する費用)		第二十六条 前二条に規定するものの外、自然公園の管理に要する費用は、国立公園にあつては厚生大臣、国定自然公園又は都道府県自然公園にあつては当該都道府県知事の負担とする。

<p>第二十条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>一 その規模が厚生省令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が厚生省令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。)</p> <p>二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。</p> <p>三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。</p> <p>四 海面を埋め立て、又は干拓すること。</p> <p>2 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>3 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができる。</p> <p>4 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。</p> <p>5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>一 公園事業の執行として行う行為</p> <p>二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、厚生省令で定めるもの</p> <p>三 国立公園若しくは国定公園が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為</p> <p>四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p>
<p>第二十一条 厚生大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定、第十九条の規定により許可に附せられた条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>
<p>第二十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、国立公園又は国定公園の保護のために必要があると認めるときは、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の規定による許可を受けた者又は第二十条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 厚生大臣又は都道府県知事は、第十七条第三項、第十八条第三項、第二十条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、国立公園若しくは国定公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第十七条第三項各号、第十八条第三項各号若しくは第二十条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
<p>第二十三条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の利用のための施設を集团的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定するものとする。</p> <p>2 第十条第三項及び第四項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。</p>
<p>第二十四条 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。</p> <p>二 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしのままに占拠し、けんおの情を催させるような仕方であつて、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること。</p> <p>2 国又は都道府県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第二号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。</p> <p>3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>第二十五条 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。</p>
<p>第二十六条 国は、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、公園事業を執行する都道府県に対して、その公園事業の執行に要する費用の一部を補助することができる。</p>
<p>第二十七条 国が国立公園に関する公園事業を執行する場合において、当該公園事業の執行が特に地方公共団体を利するものであるときは、当該地方公共団体に、その受益の限度において、その執行に要する費用の一部を負担させることができる。</p> <p>2 前項の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聞かなければならない。</p>

(受益者負担)	第六条ノ二 国立公園事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ行政官庁又ハ公共団体ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ国立公園事業ノ執行又ハ国立公園事業ニ因リ生ジタル施設ノ管理ニ要スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得	第二十七条 公園事業の執行により、著しく利益を受ける者があるときは、国立公園にあつては厚生大臣、国定自然公園又は都道府県自然公園にあつては当該都道府県知事は、その者をして、利益を受ける限度において、公園事業の執行による施設の設置又は管理に要する費用の一部を負担させることができる。
(原因者負担)	<同条続き> 2 行政官庁又ハ公共団体ノ執行スル国立公園事業ニ関スル工事ニシテ他ノ工事ニ因リ必要ヲ生ジタルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生ジタル程度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負担者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得	第二十八条 公園事業に関する工事であつて、他の工事により必要を生じたものであるときは、国立公園にあつては厚生大臣、国定自然公園又は都道府県自然公園にあつては当該都道府県知事は、その原因となつた工事の費用負担者に、その工事の必要を生じた程度において、その費用を負担させることができる。
(負担金の徴収方法等)		
(占用料又は使用料)	第七条 行政官庁ハ公共団体ノ管理スル国立公園ノ施設ニ付占用又ハ使用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者ハ占用料又ハ使用料ヲ徴収スルコトヲ得但シ第六条第三項ノ規定ノ適用アル場合ヲ除ク	第二十九条 公園事業の執行により設けられた施設の管理者は、その施設の占用料又は使用料を徴収することができる。 2 国以外のものが、前項の占用料又は使用料を徴収する場合は、国立公園にあつては厚生大臣、国定自然公園又は都道府県自然公園にあつては当該都道府県知事の承認を受けなければならない。
(適用除外)		
第6節 雑則		
(国立公園内の国有地の管理)		第三十条 国立公園の区域内における国有地であつて、集団施設地区その他政令で定める地域は、厚生大臣が管理する。 2 厚生大臣は、前項の地域における利用の規制を図るため、管理上必要な厚生省令を定めることができる。 3 第1項の地域のうち、政令で定めるものを、公共福祉用財産 にしようとするときは、国有財産法(昭和23年法律第73号)第12条の規定にかかわらず、国会の議決を経ることを要しない。
(調査のための立入)	第十一条 国立公園ニ関シ実地調査ノ為ニ必要アルトキハ都道府県知事ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り目標ヲ設置シ又ハ障碍物ヲ除去スルコトヲ得但シ行政官庁ニ於テハ都道府県知事ニ通知シテ之ヲ行フコトヲ得 2 前項ノ場合ニ於テハ予メ其ノ旨ヲ土地ノ所有者及占有者ニ通知スベシ 3 第一項ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ同項但書ノ場合ヲ除クノ外其ノ行為ヲ為シタル者ノ補償スベシ 4 前項ノ規定ニ依リ補償金額ニ付協議調ハズ又ハ協議ヲ為スコト能ハザルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ為シタル都道府県知事ノ裁定ス其ノ裁定ニ対シテ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ裁判所ニ出訴スルコトヲ得 5 前項ノ訴ニ於テハ補償ノ当事者ノ一方ヲ被告トス 6 第一項但書ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ国庫之ヲ補償ス 7 第九条ノ二ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス	第三十一条 自然公園に関し実地調査のため必要があるときは、都道府県、市町村、公園事業を執行する者若しくは執行しようとする者、又は公園事業の特許を受けようとする者は、都道府県知事の許可を受けて他人の土地に立入り、目標を設置し、障害となる木竹又はかき、さく等を伐除することができる。 2 国は、都道府県知事に通知して前項の行為をすることができる。 3 前2項の場合においては、都道府県知事は、あらかじめ土地の所有者及び占有者に通知しなければならない。
(訴願)	第十三条 本法又ハ本法ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ付行政官庁ノ為シタル処分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得	第三十二条 この法律又はこれに基いて発する命令に規定した事項につき、厚生大臣又は都道府県知事の行った処分不服のある者は、訴願することができる。 2 厚生省又は厚生大臣が訴願の採決をする場合に、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものについては、あらかじめ土地調整委員会の意見を聞かなければならない。
(土地調整委員会の裁定)		
(損失の補償)		第三十三条 第17条第2項及び第3項若しくは第18条第2項に規定する許可を得ることができないため、又は第21条第3項の規定による禁止又は制限を命じられたため損失を受けた者に対して、通常生じる損失に限り、国立公園にあつては国が、国定自然公園又は都道府県自然公園にあつては都道府県が補償する。 2 第31条第1項の規定により、土地に立入り、目標を設置し、障害となる木竹又はかき、さく等を伐除することによって損失を生じたときは、その行為をした者は、損失を受けた者に協議して、通常生じる損失を補償する。 3 第31条第2項の場合において、国は、通常生じる損失を補償する。

第二十八条 国又は地方公共団体は、公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担させることができる。

第二十九条 国又は地方公共団体は、他の工事又は他の行為により公園事業の執行が必要となつた場合においては、その原因となつた工事又は行為について費用を負担する者に、その公園事業の執行が必要となつた限度において、その費用の全部又は一部を負担させることができる。

第三十条 前三条の規定による負担金の徴収方法その他負担金に関して必要な事項は、政令で定める。

第三十一条 この節の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法律にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

第三十二条 厚生大臣又は都道府県知事は国立公園又は国定公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、厚生大臣以外の国の機関は公園事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 国の機関又は都道府県知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者(所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。この条において以下同じ。)及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第一項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。

4 第一項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第三十三条 この法律又はこの法律に基く命令の規定により、厚生大臣又は都道府県知事がした処分不服がある者は、訴願法(明治二十三年法律第百五号)の定めるところにより、訴願することができる。ただし、次条の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる場合及び第三十六条の規定により裁判所に出訴することができる場合は、この限りでない。

第三十四条 第十七条第三項、第十八条第三項又は第二十条第二項の規定による厚生大臣又は都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。

第三十五条 国は、第十七条第三項若しくは第十八条第三項の許可を得ることができないため、第十九条の規定により許可に条件を附せられたため、又は第二十条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、厚生大臣にこれを請求しなければならない。

3 厚生大臣は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4 国は国立公園又は国定公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は国が行う公園事業の執行に関し、都道府県は都道府県が行う公園事業の執行に関し、第三十二条第一項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「厚生大臣」とあるのは、「主務大臣又は都道府県知事」と読み替えるものとする。

(訴の提起)		第三十四条 前条第1項の規定による補償金について、損失を受けた者が不服のある場合には、政令の定めるところにより、国立公園にあっては厚生大臣に、国定自然公園又は都道府県自然公園にあっては都道府県知事に裁決を申請することができる。 2 前条第2項の規定による補償金について、協議がととのわないか又は協議することができない場合は、その行為をした者又は損失を受けた者は、厚生大臣に裁定を申請することができる。 3 前条第3項の規定による補償金について、損失を受けた者が不服のある場合には、政令の定めるところにより、厚生大臣に裁決を申請することができる。 4 前三項の裁決又は裁定に対して不服のある者は、裁決又は裁定のあった日から三月以内に裁判所に訴すことができる。
(負担金の強制徴収)	第十四条 本法ニ規定スル行政官庁ノ徴収金ハ国税徴収法ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得但シ先取特権ノ順位ハ国税ニ次グモノトス	第三十五条 この法律に規定する国の徴収金は、国税徴収法(明治30年法律第21号)の例によりこれを徴収することができる。但し、先取特権の規定は、国税に次ぐものとする。
(権限の委任)	第十六条 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ規定シタル職権ノ一部ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得	第三十七条 厚生大臣は、政令の定めるところにより、この法律に規定した職権の一部を都道府県知事に委任することができる。 2 前項の規定により委任した職権を行うに要する費用は、国が負担する。
(関係行政機関との協議)		
(国に関する特例)		第三十八条 この法律で、国又は都道府県については左の各号のように読み替えるものとする。 一 第17条第2項中「国立公園にあっては厚生大臣、国定自然公園にあっては当該都道府県知事の許可を受けなければならない」とあるのは「国立公園にあっては厚生大臣、国定自然公園にあっては当該都道府県知事に協議しなければならない」とする。 二 第17条第3項中「許可を受けさせることができる。」とあるのは「協議を要するものとする」とする。 三 第18条第2項中「厚生大臣の許可を受けなければならない」とあるのは「厚生大臣に協議しなければならない」とする。 四 第21条第1項中「都道府県知事に届け出なければならない」とあるのは「通知しなければならない」とする。 五 第23条中「許可を受けた者」とあるのは「協議した者」と、「届け出た者」とあるのは「通知した者」とする。

第3章 都道府県立自然公園

(指定)		
(保護及び利用)		
(実地調査)		
(損失の補償)		
(土地調整委員会の裁定)		
(協議等)		
(報告、助言又は勧告)		第三十六条 厚生大臣は、都道府県知事に対し、都道府県自然公園に関し必要な報告を求めることができる。 2 厚生大臣は、都道府県知事に対し、都道府県自然公園に関し必要な事項について勧告又は助言をすることができる。
(国立公園又は国定公園との関係)		

<p>第三十六条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から起算して六箇月以内に訴をもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。</p>
<p>第三十七条 この法律の規定により国に納付すべき負担金を納付しない者があるときは、厚生大臣は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、厚生大臣は、厚生省令の定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p> <p>4 延滞金は、負担金に先だつものとする。</p>
<p>第三十八条 この法律に定める厚生大臣の権限は、政令の定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。</p>
<p>第三十九条 厚生大臣は、国立公園又は国定公園の指定、その区域の拡張、公園計画の決定若しくは変更又は特別地域若しくは特別保護地区の指定若しくはその区域の拡張をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>2 厚生大臣以外の国の機関は、第十四条第一項の規定により国立公園に関する公園事業を執行しようとするときは、厚生大臣に協議しなければならない。</p> <p>3 国の機関は、第十五条第一項ただし書の規定により国定公園に関する公園事業を執行しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。</p>
<p>第四十条 国の機関が行う行為については、第十七条第三項又は第十八条第三項の規定による許可を受けることを要しない。この場合において当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては厚生大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。</p> <p>2 国の機関は、第十七条第四項から第六項まで、第十八条第四項若しくは第五項又は第二十条第一項の規定により届出を要する行為をしたとき、又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3 厚生大臣又は都道府県知事は、第二十条第一項の規定による届出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のためにとるべき措置について協議を求めることができる。</p>
<p>第四十一条 都道府県は、条例の定めるところにより、区域を定めて都道府県立自然公園を指定することができる。</p>
<p>第四十二条 都道府県は、都道府県立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、その区域内に特別地域を指定し、かつ、特別地域内及び当該都道府県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域内における行為につき、それぞれ国立公園の特別地域又は普通地域内における行為に関する前章第四節の規定による規制の範囲内において、条例で必要な規制を定めることができる。</p> <p>2 都道府県は、都道府県立自然公園の利用のための施設を集团的に整備するため、条例の定めるところにより、その区域内に集団施設地区を指定し、かつ、第二十四条の規定の例により、条例で、特別地域及び集団施設地区内における同条第一項各号に掲げる行為を禁止することができる。</p>
<p>第四十三条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に関し実地調査のため必要がある場合に、都道府県知事が第三十二条の規定の例により当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、又は同条第一項に規定する標識の設置その他の行為をさせることができる旨を定めることができる。</p>
<p>第四十四条 都道府県は、第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による処分又は前条の規定に基く条例の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。</p>
<p>第四十五条 第四十二条第一項の規定に基く条例の規定による都道府県知事の処分を受けた者であつて、その処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定を申請することができる。</p>
<p>第四十六条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。</p> <p>2 都道府県が第四十二条第一項の規定に基く条例で都道府県立自然公園の区域内における行為につき規制を定めた場合における国の機関が行う行為に関する特例については、第四十条の規定の例による。</p>
<p>第四十七条 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園に関し、必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県立自然公園の行政又は技術に関し、必要な助言又は勧告をすることができる。</p>
<p>第四十八条 国立公園又は国定公園の区域は、都道府県立自然公園の区域に含まれないものとする。</p>

第4章 罰則		
(罰則)	第十五条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス 一 第八条第二項(第十一条ノ第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附シタル条件ニ違反シタル者 二 第八条ノ第二項ノ規定又ハ同項ノ許可ニ附シタル条件ニ違反シタル者 2 第九条第一項ノ命令又ハ処分ニ違反シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス	第三十九条 第17条第2項及び第3項、第18条第2項若しくは第19条第2項の規定に違反し、又は第20条の規定により許可に附した条件に違反したものは、1年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。 2 第21条第3項又は第22条の規定による命令に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。 3 第30条第2項による厚生省令の規定に違反したものは、五千円以下の罰金に処する。 4 第21条第2項の規定による届け出又は第23条の規定による報告をしなかった者は、1万円以下の過料に処する。
(両罰規定)	第十五条ノ二 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ罰金刑ヲ科ス	<同条続き> 5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第1項又は第2項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各々当該罰金刑を科する。
(都道府県立自然公園の罰則根拠)		
その他		
(実施命令)		第四十条 この法律で定めるものの外、この法律の施行のため必要な事項は、厚生省令で定める。
(施行期日)	第十七条 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム	

第四十九条 第二十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第三項又は第十八条第三項の規定に違反した者
- 二 第十九条の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第五十一条 第二十条第二項の規定による処分違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第二十二条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第二十四条第一項第一号に掲げる行為をした者
- 五 国立公園又は国定公園の特別地域又は集団施設地区内において、第二十四条第二項の規定による当該職員の手配に従わないで、みだりに同条第一項第二号に掲げる行為をした者

第六 第三十二条第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第五十四条 第四十二条又は第四十三条の規定に基く条例には、その条例に違反した者に対して、その違反行為の態様に応じ、それぞれ、前各条に定める処罰の程度をこえない限度において、刑を科する旨の規定を設けることができる。

表3 「リッチー覚書」における「Ⅲ論

節	段落	該当部分抜粋
Ⅲ D 候補地等	D 2	総司令部は将来の国立公園指定に慎重な考慮を払うよう勧告する。また国立公園が国民の財産として公共の利益に則して復興され、管理され、維持され、運営され、整備されるために、日本政府が既設の国立公園に適切な財政的援助を与えるように総司令部が激励することを勧告する。
	D 5 a	この候補地は科学及び休養の立場から見て、大きな国家的な意義を有するとともに、国際的にも相当な価値を有する。早い時期においてこれを国立公園として指定することを勧告する。
	D 5 b	この地域の国立公園指定はこれを優先的に考慮するよう勧告する
	D 5 d	この国立公園候補地は採否を決定するに先立ち、その意義及び適性をさらに検討するよう勧告する。
	D 5 e	これらの候補地はともに国立道路公園としての可能性が極めて大であって国立公園としてよりはこの方にはるかに適していると思われる。
	D 5 f	一つの独立の国立公園として研究するよう勧告する。
	D 6 a	その未開発の部分は当該公園の沿岸地帯の極致をなすもので、公園の一部として編入さるべきものである。
	D 6 b	この国立公園の早急な拡張は内海における風景保護上きわめて重要なものである。それは日本の既設国立公園の主要な拡張の中で最初に考慮すべきものである。
	D 6 c	その到達道路は景観が優れており、かつこの地帯は水源保護以外には価値が少ないから、これを国立公園の一部として追加するだけの根拠は十分である。
	D 6 d	日光国立公園について現在二つの拡張案がある。この公園は富士箱根以外には、いかなる国立公園と比べても遜色がないと大多数の日本人が考えている公園であるから、厚生省はこの提案を検討し、もし正当であり実行可能であるならば、拡張整備を行うべきである。
	D 7 a	(b)日光に至る杉並木道は国際的価値を有するもので、国立公園到達道路として十分保存整備されるべきであろう。その保護及び維持は厚生省の所管であるべきである。 (c)熊本より阿蘇国立公園に至る並木道は数世紀前に加藤清正が計画したものであって、その当時規模の雄大な点では、日本はもとより世界に冠たるものである。それは多年ひどい取り扱いを受け甚大な損害を受けているため、直ちに保護及び補修の措置を講ずる必要がある。それは政府の指導と財政的援助の下に行われるべきものである
	D 8	a この道路公園は変化の多い風景の美と歴史的文化的な景観とで比類のないものになるであろう。それは日本にとって国際的価値を持つものになるであろうしその保存保護に大きな効果をもたらし、この歴史的文化的な地域を統合することになるであろう。 b 立派な道路公園になると思料される今一つの場所は、九州の国立公園その他の重要な風景地及び海岸地帯を結ぶもので、その一部は別府日田の重要な保養中心地を結ぶ英彦山耶馬溪国立公園候補地の道筋になっているものである。別府は戦前温泉保養地として国際的なものであった。日田は日本におけるもっとも魅力のある保養地に属する。鶴飼はこの地に始まったといわれ、観光客には特に興味が深いものである。 c 日本政府はその道路公園の可能性を研究し調査し、その建設を促進し国庫補助を行うか否かを決定しなくてはならない。
D 9 a	現存の県立の公園や休養施設及びその他国立の公園や休養施設の評価をしなければならない。それは要求に基づき国民に対する指導性をもつ施設の素質的研究及びこれらの施設に対する全国計画の樹立を含むものでなければならない。	

節	段落	該当部分抜粋
Ⅲ E 計画	E	日本においては特に大学の課程を拡大し、特別の計画学専修コースをつくり、重要な広範な計画問題について造園家、建築家、土木家その他の計画家たちを統合するために、国土計画の分野においてもっと広範にわたる特別の訓練が非常に必要である。
	E	5 一般的に言ってすべての重要な土地利用計画の問題は、各般にわたる計画の分野の総合の基礎に立って解決されなければならない。この問題で最も重要な要素の解決は、専門家が主導的な立場をとり討議を重ねて決定すべきである。

「議及び所見」と「IV勧告」の対応表

略表記		「IV勧告」の対応部分全文	
(総司令部に対し)国立公園指定への配慮及び既設国立公園への財政援助の督励		10	総司令部は日本政府が既存の国立公園を管理し、保護し且運営するための日本政府の予算上の要求を支持し、且日本政府の予算計画を指導すべきこと。
支笏洞爺地域の新規指定		16	国立公園の新しい指定は控えめに行うものとし(1年に1または2の地域、多くて3)18から20の国立公園を日本に設けることを目標とすること。その場合地域は個々の真価に従って判断すること。 a 北海道の洞爺湖国立公園候補地を次の国立公園に指定すること。 b 本州の三国山脈地域は国立公園指定について有望であるとの評価を受けるべきである。 c 他の新しい地域は田村博士の各地域の重要度評価に基づいて検討すべきこと。
三国山脈地域の新規指定			
金剛高野地域の新規指定			
天草地域、英彦山耶馬溪地域の道路公園としての指定			
屋久島地域の新規指定			
吉野熊野国立公園の拡張(潮岬)		15	既設の国立公園に対する追加の主なもの、その地域について利用上の重要性に対する田村博士の評価に基づいて検討しなければならないものであるが、潮岬の一部を吉野熊野国立公園に編入するような些細な追加は例外とする。また瀬戸内海国立公園に対する追加提案も本報告に論じたように追加が適当であると評価されるものでこれも例外的にまず第一に考慮されるべきものである。
瀬戸内海国立公園の拡張			
富士箱根国立公園の拡張(奥湯河原)			
日光国立公園の拡張(那須塩原)			
国立公園到達道路の保護維持			(「IV勧告」に対応箇所なし)
国立道路公園の設置整備			(「IV勧告」に対応箇所なし)
休養地に関する全国計画			(「IV勧告」に対応箇所なし)

略表記		「IV勧告」の対応部分全文	
土地計画学専門家の養成		12	総司令部は日本における大学専門学校の土地計画学の課程を拡充するための指示及び指導を行うべきこと。
公園内の開発に対する適切な配慮を促すための公園計画作成		14	総司令部は国立公園地域に関するさらに広範な計画を支持すべきこと。 a これは国立公園全体としての基本計画(Master Plan)を通じて国立公園を日本国民が最大の福祉に合致するように管理、保護、開発、運営して行くためのものである。

	節	段落	該当部分抜粋
Ⅲ F 行政及び機構	F	3 b	しかしながらこの重大な時期に当たって国立公園に全力を傾注する課を総司令部内に設置する必要がある。その課には二つの専門職を置かなくてはならない。それは熟練した国立公園行政官と公園計画技術官である。
	F	3	日本の国立公園係官が北米合衆国の国立公園局がいかにかその国立公園を計画し、整備しているかまた現在日本政府が当面しているような問題がいかにか処理されているかを直接に見て、研究することができれば日本の国立公園にとって大なる助けとなるであろう。
	F	4	厚生省の国立公園行政における背景と経験及びその築きあげた中央行政機構(現在日本の官庁から集め得た最も経験に富み最も訓練された国立公園計画機構)はほかの省には到底望みえないところである。
	F	5	国立公園部は急速に省内で局に昇格されるべきものである。
	F	7	国立公園とは名のみであって、公共の福祉のために統一ある政策と指導原理によって公園の整備、運営、維持及び保護を確保するために日本政府の国立公園部の指導の下に先に述べたような各公園の管理機関を設けるまでは、単に名目だけにとどまるであろう。
	F	7 b	国立公園の実際の管理を県の手より国に移し国の政策及び方針のもとに置かなくてはならない。厚生省国立公園部の監督下に国立公園の管理に必要な現地機関を設置するための経費は、昭和23年度に認められたのであるが、しかし管理事務所の設置は昭和23年9月の第三国会が終わるころには認められていなかった。それを設置するまでは日本における国立公園運動の成功の見込みはほとんどないと言えよう。

	節	段落	該当部分抜粋
Ⅲ G 維持及び保護	G	1	昭和24年にはこの目的のために概算1億円を支出し、昭和25年には、これらの施設の壊滅を防ぎ、使用に耐えるような状態にしておくために上記金額の半額を支出すべきものと算定される。 c その後は国立公園地域内諸施設の維持のための必要に応じて、毎年一定金額を国立公園予算として計上する必要がある。
	G	2 a	(1) 濫伐の大部分は国立公園法に要求されているような協議下に行われていないし、公園内における現地管理機関が存在しないために適当な取り締まりを受けていないのである。 (2) 他の伐採は協定の下に実施しているのであるが、その協定は古くて、現状にそぐわないものがある。これらの協定は直ちに修正するか撤回する必要がある。
	G	2 a	耕作の目的のための林野のいわゆる「開墾」は各国を通じて最も破壊的な土地利用法に属すると言えよう。それはいかなる意味においても開墾の名に値しない。むしろ破壊と呼んだ方がましなくらいである。(中略) 是正策を直ちに実施しない限り、すでにこうむった損害を回復するのに何百年もの歳月を要するであろう。是正策は、多くの場合旧林野地を再び植林することによって森林に復元するものである。
	G	2 b	湖沼及び河川からの自然流水と人類の消費及び灌漑のためのより有効な利用、魚類、野生動物の保護、並びに日本国民のレクリエーション、保健及び享用について水のもっている大なる公共的価値を無視して水力電気開発に濫用している

	節	段落	該当部分抜粋
Ⅲ H 運営及び開発	H	3	国立公園地域の開発のために政府と県がいかなる割合で経費を分担すべきかを決定するだけの研究を行い得るだけの時間的余裕がなかったのであるが、余の所見によれば均等分担が正当と考えられる。現在の1ドル対270円という為替レートを基礎とすれば次のような概算予算が今後10年間の建設(施設の)ための最低の年要求であろうと算出される。 a 車道及び歩道 500,000,000円 b 利用施設(公園施設全般) 330,000,000円 c 国立公園到達道路 270,000,000円 d 国立道路公園に関する予算は含まれてない

略表記		「IV勧告」の対応部分全文
総司令部に国立公園担当官を配置		（「IV勧告」に対応箇所なし）
日本政府担当官の米国研修	7	2名の国立公園関係官（田村博士及び飯島氏が適当と史料する）に米国国立公園を3ヶ月間研究させること。この場合総司令部は北米合衆国立公園局と予め諸般の打ち合わせを行うべきこと。
国立公園所管官庁は厚生省とすべき	2	厚生省国立公園部は厚生省にそれを残置するものとし、その責任に相応しい行政的地位を与えるためにそれを局に昇格させること。
国立公園部の局への昇格		
中央政府直轄の国立公園管理機関の設置	1	個々の国立公園地域を管理する政府の正規の機能は、公園を管理し、保護し、運営し、維持していくために各種職員（公園管理員を含む）を指揮下に有し、且厚生省国立公園部に直属する監督官に委されるべきこと。公共の利益のために、国立公園の管理、保護及び開発に統一性を付与するために中央政府の権限をこのように伸長させることが絶対に必要である。
中央政府直轄の国立公園管理機関の設置		

略表記		「IV勧告」の対応部分全文
公園施設の維持のための予算措置	3	国立公園における施設の保護維持に要する経費として昭和24年には少なくとも1億円の予算を計上しなければならない。既存の施設が破壊しつくされてしまつて、改めて建て直すというようなことを未然に防止するためには昭和25年には前記金額の約半分の予算を計上すること。
濫伐の取締り	4	国立公園地域内の伐採に関し厚生省と他の政府機関、団体または個人との間の現在の協定を調査し、それが公共の利益に反するか、または国立公園の価値を損壊すると考えられる場合はこれを廃止するか、または改めて交渉すること。 a 厚生省との取り決めに基づかない国立公園区域内の総ての伐採を検討してその性格を明らかにし、適当な取り決めをなすか、または中止させること。 b 伐採の計画をなすに先立って、その伐採が公共の福祉に適合するかどうか、かつまた国立公園法の趣旨に副って行い得るかどうかを決定するために徹底的に検討しなくてはならない。
林野開墾の中止	5	国立公園区域内の森林地の所謂「開墾」はこの國を著しく損傷する行為として廃止すること。
水力発電の是正	6	現在水力電気開発に国立公園区域の国有地における湖沼、河川の水が盛んに利用されているのであるが、現在の取り決めが公園地域の損壊を許すものであるかどうか、またこの取り決めが公共の福祉に適合するものであるかどうかを決定するために現在の利用状況を検討すべきこと。

略表記		「IV勧告」の対応部分全文
国立公園施設整備予算の確保	13	私有のホテル、特許会社及び同種の私有施設を除き、将来決定されるある種の国立公園到達道路及び連絡のための国立道路公園を含む国立公園内の施設の開発に要する経費は国と関係県の両方で負担すべきこと。これは国の指導の下に遂行されなければならない。 a 1ドル270円の現在の円の価値で概算して、今後十年間の建設費として少なくとも年間次に示す額の予算計上が必要である。 (1)車道及び歩道 500,000,000円 (2)利用施設(公園施設全般) 330,000,000円 (3)国立公園到達道路 270,000,000円 (4)国立道路公園に対しては示されていない

節	段落	該当部分抜粋	
Ⅲ Ⅰ 土地所有	I	1	国有財産法案によれば国有林野その他の国有地、旧御料林、その他の御料地、旧社寺有地、その他を含むすべての国有地の所有権は政府の所属するものとし、当該官庁がその主管官庁としての大蔵省の指示を受けて管理することになっている。この法律は、国立公園地域内のあらゆる国有地は厚生省(現在国立公園部)の主管たるべしとの規定を明示すべきである。
	I	2	これらの土地は日本における全国有林よりみれば国有林としての価値は極めて小さなものである。が一方それは極めて大なる国立公園としての価値を有するものである。これらの林地が従来より優れた保存法によって維持されない限り国立公園は日本国民の靈感、休養及び福祉のための文化的休養の意味を持つ地域としての、また外客誘致の手段としてのその真の役割を演ずるに至らぬことは必至である。
	I	3	b それらは、その大なる科学的及び風景的貴重さの故に全国民の利用と慰楽のために保存されるべきものである。 c これらの処女林は公園に関する諸原則に従ってその高度の利用及び適切な保護を確保するために厚生省の所管たるべきものである
	I	4	唯一の満足すべき解決策はおそらくこれらの土地を公園の用に充てるために政府に寄付するか、公園以外の国有地と交換することだけであろう。これは米国において古くから実施されてきたところである。もしこれができないならば協定によりこれらの土地を厚生省の管掌下に置き、それによって県またはその他の公共団体が国立公園の監督の下に、木材の採伐またはその他の資源の賢明な利用のような、土地のある程度の利用を行うことが出来るようにすることである。
	I	5	これらの土地の所管は将来高度の保存及び一般大衆の利用を確保するために国立公園の機構に属すべきものである。
	I	6	然し、ある場合には私有地が公共施設、到達道路及び重要な風景上あるいは科学上の物象の保存のための土地として必要となるであろう。 (2)これらの土地は優先的に買い上げ厚生省がこれを管理すべきである。 b 当局は上に述べた買い上げに要する予算の計上を行うべきである。

節	段落	該当部分抜粋	
Ⅲ Ⅱ 法規	J	2	a 重要な景勝地、自然的または歴史的物象及びそれらの諸施設の完全な保護を規定する「特別地域」に関する規定の明確化。これは、「特別地域」に「保護地区」なる分類を一つ追加すればできることである
	J	2	主要公園道路沿いに構築された各種建築物の形態及び位置及びこれらの道路に接する風景価値の保存に対する管理を改善するために厚生省は「普通地域」の管理を強化すべきである。
	J	2	同法の違反行為に対する罰金の限界を拡大し、罰則を強化するための修正
	J	2	厚生省(国立公園部)が公園、道路公園及び休養に関する企画、計画に関して各県及びその下部行政機構に対して各種の助言及び計画上の援助を与えることを許す同法を含みのある規定を明確化し整備すること
	J	2	国立公園に到達する為の道路に対して、ある種の条件と制限の下で厚生省を通じて国家の財政的援助と指導を明確に規定するように同法中の国立公園到達道路に関する不明確な規定を補充する。
	J	3	下記のことを実施するのに必要な国立公園内の私有地を優先的に買い上げるに要する経費として10年または20年の期間を通じて毎年一定額の予算を計上することを認める規定。 (1)重要な自然的または歴史的物象の保護 (2)重要な公共利用施設の完備 (3)一般民衆が国立公園地域内に立ち入りまたは国立公園に到達することを可能ならしめること。
	J	3	国有財産法に国立公園内の総ての国有地を厚生省国立公園部の所管たらしめる規定を設けること。
	J	3	c 国立道路公園の建設を認め、法令に示される、ある種の条件の下に厚生省を通じてその建設に国が財政的援助を与えることを規定すること 国立公園の「特別地域」を鳥獣保護のための保留地とすることによって野生動物の保護を規定すること

(「Ⅲ論議及び所見」に対応箇所なし)

略表記			「IV勧告」の対応部分全文
国有財産法に国立公園内の国有地の厚生省所管を明示			9 国立公園法を補足または新法令を制定し次の諸規定を含ましめること。 a 国立公園内のある特定の私有地を次の諸目的のために10年または20年の期間を限って優先的に買い上げるための(一定年額の)予算を成立させる規定。 (1)重要な自然的または歴史的物象の保護。 (2)重要な公共的利用施設の開発 (3)一般民衆が国立公園地域内に立ち入りまたは国立公園に到達することを可能ならしめること。 b 目下立案中の国有財産法に国立公園内の総ての国有地を厚生省国立公園部の所管とする規定を入れること。 c 国立道路公園の建設を認め法規に明記された一定条件のもとでその建設のため厚生省(国立公園部)を通じて行う国庫補助を法律に規定すること。 d 鳥獣保護のための保留地を設けて国立公園の「特別地域」内において野生動物を保護する規定を設けること。
国立公園内国有林の厚生省所管化			11 国立公園内の総ての公有の土地の管理権はその重要な価値を国立公園の目的のために保護し、公共の福祉に適合して管理していくことを確実にするために厚生省(国立公園部)の所管とすべきこと。それは国有林、その他の国有地、旧御料林、その他の御料地及び旧社寺有地並びにその下部行政機構が所有または管理する土地を含む。
国立公園内御料林の厚生省所管化			
国立公園内公共団体所有地の厚生省所管化			
国立公園内旧社寺有地の厚生省所管化			
国立公園内民有地の買い上げ		9	(上記参照)

略表記			「IV勧告」の対応部分全文
特別地域内に保護地区を追加			8 日本における国立公園に関する基本法である昭和6年3月31日法律第36号国立公園法を次の諸規定を含むように改正、強化すべきこと。 a 重要な景勝地、国家的または歴史的物象及び国立公園の「特別地域」におけるその環境の完全な保護。これは「保護地区」の分類または指定を追加することによって目的が達されるであろう。 b 「普通地域」において国立公園道路に沿って構築された工作物の形態並びに位置及びこれらの道路に直接接する風景価値に対するより適切な統制。 c 本法の規定に違反する行為に対する罰則の限度の強化改正及び本法の下に施行されるべき命令、規則の補足。 d 厚生省(国立公園部)が各都道府県及びこの下部行政機構に対して公園、道路公園及び休養計画に関する事項について指導と計画上の援助を与えることを許す本法律の不明確な規定を明文化し、その範囲を拡充すること。その権限は日本に対する国家的休養地計画を実施することを認め且指導するに足るだけの幅を持つものでなければならない。 e 国立公園に到達する道路に関する本法の不明確な規定を明文化しある種の条件と制限付きで厚生省を通じてその道路の建設に対する国庫補助及び国の指導をするよう補足すること。
普通地域の管理強化			
罰則の強化			
国立公園、休養地行政に関する助言規定の明示			
国立公園到達道路への補助制度創設			
民有地買い上げ制度の創設		9	(上記参照)
国有財産法に国立公園内の国有地の厚生省所管を明示		11	(上記参照)
道路公園の創設		9	(上記参照)
野生動物の保護		9	(上記参照)

国立公園内文化財の国立公園としての管理		17	日本の法律によって指定された国立公園内のまたは国立公園に近接する史蹟、名勝または天然記念物はこれを関係国立公園の一部として管理すること。
---------------------	--	----	--